

北海道における農地をめぐる情勢について

令和5年7月

農政部農業経営局農地調整課

1 本道における農地をめぐる現状

(1) 耕地面積の推移

- 本道の耕地面積は、よるかい廃面積が拡張面積を上回って推移していることから、平成2年(1990年)の120万9,000haをピークに減少傾向。令和4年(2022年)は、前年から2千ha減の114万1,000haとなっている。

▼ 耕地面積の推移

(単位：千ha)

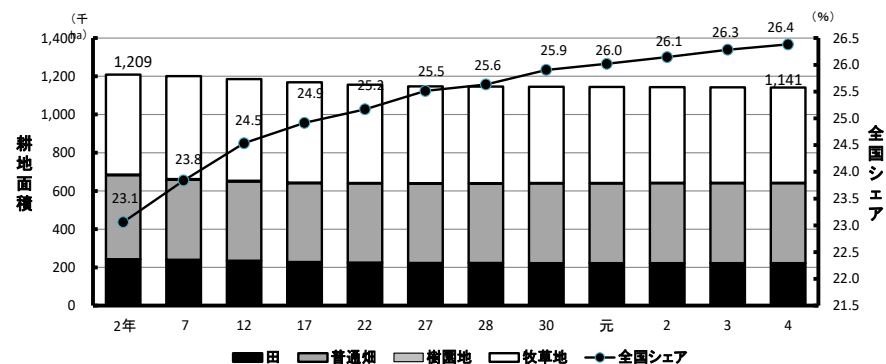
	全国	北海道	全国シェア	田	普通畑	樹園地	牧草地
S35年	6,071	948	15.6%	217	670	6	63
40年	6,004	952	15.9%	249	604	7	93
45年	5,796	987	17.0%	291	480	7	209
50年	5,572	1,076	19.3%	276	413	6	380
55年	5,461	1,140	20.9%	267	406	5	462
60年	5,379	1,185	22.0%	258	426	4	496
H 2年	5,243	1,209	23.1%	243	439	4	523
7年	5,038	1,201	23.8%	240	418	4	540
12年	4,830	1,185	24.5%	235	414	4	532
17年	4,692	1,169	24.9%	228	412	4	525
22年	4,593	1,156	25.1%	225	414	3	514
27年	4,496	1,147	25.5%	223	415	3	506
30年	4,420	1,145	25.9%	222	417	3	503
R 1年	4,397	1,144	26.0%	222	417	3	502
2年	4,372	1,143	26.1%	222	418	3	501
3年	4,349	1,143	26.3%	222	418	3	500
4年	4,325	1,141	26.4%	222	418	3	499

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

- 令和4年のかい廃面積は1,280haで、このうち、「荒廃農地」によるかい廃面積が450haとなっている。

※耕地のかい廃とは、田または畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

▼ 本道の耕地面積等の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

▼ 耕地の拡張、かい廃面積の推移

(単位：ha)

	S60~H1年	2~6年	7~11年	12~16年	17~21年	22~26年	27~R1年	4年
拡張面積(①)	49,297	22,777	8,716	4,597	3,088	2,029	2,380	138
かい廃面積(②)	35,570	27,900	24,948	19,768	18,870	12,270	6,708	1,280
拡張-かい廃(①-②)	13,727	▲5,123	▲16,232	▲15,171	▲15,782	▲10,241	▲4,328	▲1,142

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：田畑転換面積は除く

▼ 耕地の事由別かい廃面積の推移(田・畑計)

(単位：ha)

	H28年	30年	R1年	2年	3年	4年
かい廃面積	1,600	1,190	1,240	873	1,030	1,280
自然災害	—	—	—	—	—	—
人為かい廃	1,600	—	—	—	—	—
工場用地	39	—	—	—	—	—
道路・鉄道用地	60	—	—	—	—	—
宅地等	56	—	—	—	—	—
農林道等	164	—	—	—	—	—
植林	9	—	—	—	—	—
その他	1,280	—	—	—	—	—
：(荒廃農地)	(1,050)	(415)	(227)	(88)	(71)	(450)

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注1：合計はラウンドにより一致しない場合がある
注2：田畑転換面積は除く
注3：平成29年から拡張・かい廃面積の要因別の調査を廃止した(荒廃農地は除く)

(2) 農地価格と賃借料

- 農地価格は、昭和57年(1982年)から59年(1984年)を境に低下傾向にあり、令和4年(2022年)の中田価格は10a当たり23万8千円、中畑価格は10a当たり11万4千円。ピーク時の価格と比べると中田で45.4%、中畑で49.4%の水準。

※ 中田(ちゅうでん)・中畑(ちゅうばた)とは、調査対象区域の旧市町村における、収量水準や生産条件が平均的な田畑のことをいう。

- 賃借料は、令和4年は田が10a当たり9,702円、畑は10a当たり4,277円で、それぞれピーク時の賃借料と比べると、田で37.6%、畑で58.1%の水準。

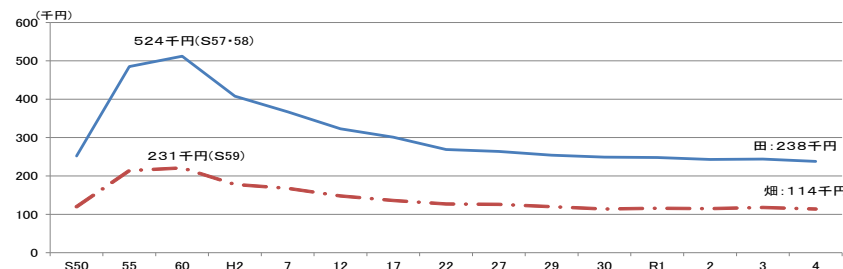
(3) 農地の流動化の状況

- 農地及び採草放牧地の権利移動面積のうち、売買と賃貸借によるもの(農地流動化面積)は、前年に比べ9,864ha増加し、令和2年(2020年)は7万8,513ha。

※農地の流動化とは、売買や賃貸借によって農地の権利移動が行われること。

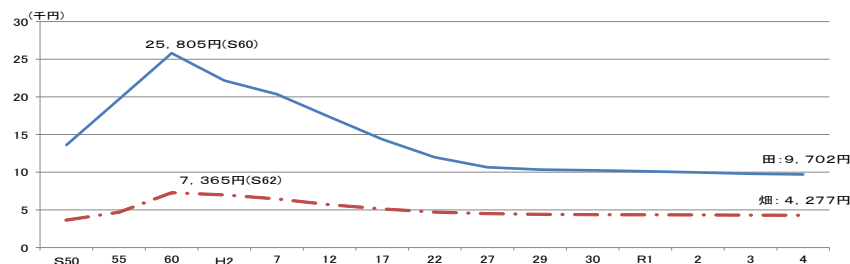
- 農地及び採草放牧地の権利移動面積は、売買に比べ賃貸借の割合が年々高まる傾向にあり、昭和50年(1975年)には売買による権利移動面積が91.9%を占めていたのに対し、平成3年(1991年)以降は賃貸借が売買を上回り、令和元年の賃貸借の割合は66.2%。近年は、賃貸借の割合は70%前後で推移。

▼ 農地価格(10a当たり)の推移(北海道)



資料：北海道農業会議「田畑売買価格等に関する調査」

▼ 契約賃貸料(10a当たり)の推移(北海道)



資料：一般財団法人 日本不動産研究所「田畑価格及び小作料調」

▼ 売買及び賃貸借による権利移動面積の推移

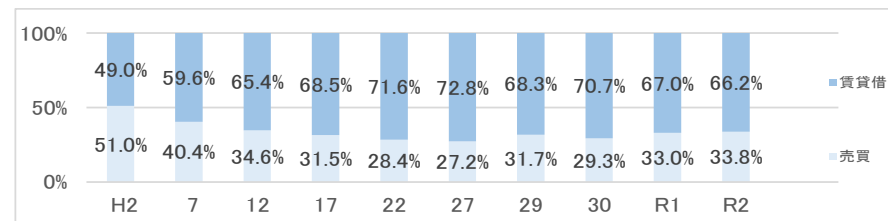
(単位：千ha)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	R1	R2
小計(売買 +賃貸借)	29.8	24.7	25.5	32.6	35.2	54.4	60.3	67.0	82.2	69.0	66.5	68.6	78.5
売 買	27.4	18.9	15.5	16.6	14.2	18.8	19.0	19.0	22.4	21.9	19.5	22.7	26.5
賃 貸 借	2.4	5.9	9.9	16.0	21.0	35.6	41.4	48.0	59.8	47.1	47.1	46.0	52.0
そ の 他	21.1	38.6	25.4	40.7	21.2	21.9	20.9	21.1	29.5	28.6	25.8	23.2	30.4
合 計	50.9	63.3	67.0	73.3	56.4	76.3	81.2	88.2	111.7	97.6	92.3	91.9	108.9

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」、「農地の権利移動・借賃等調査」

注：合計はラウンドの関係で一致しない場合がある。

▼ 売買と賃貸借面積の構成比の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」、「農地の権利移動・借賃等調査」

(4) 離農に伴う農地の処分状況

○ 令和3年(2020年)の道内の離農戸数は525戸、処分面積は7,053.3haとなっており、令和3年(2020年)に比べ、離農戸数で70戸の減少、処分面積で15.6haの減少。

○ 離農を決めた理由は、「体力の限界」が47.6%で最も多く、次いで「本人や家族の健康状況」が21.0%、「経営継承(親子を除く)」が7.2%となっている。

※ 令和元年から調査項目を変更した。

○ また、離農農家1戸に対する引受け戸数は1.63戸(R3)で、前年とほぼ同程度で推移している。

▼ 離農農家、処分面積の推移

(単位：戸、ha)

年度	離農戸数 ①	処分面積 ②			一戸当たりの処分 面積 ②/①
		所有権移転	賃貸借権設定等		
H2	1,739	11,850.3	6,773.5	5,039.4	6.8
7	1,186	10,413.9	5,686.0	4,708.8	8.8
12	1,134	12,432.3	6,800.2	5,457.2	11.0
17	915	8,478.0	4,169.0	4,071.9	9.3
22	636	6,727.4	3,787.0	2,779.5	10.6
27	774	9,136.3	4,461.2	4,203.0	11.8
29	636	7,195.4	3,224.9	3,724.1	11.3
30	611	6,739.2	3,171.0	3,408.5	11.0
R1	596	7,404.0	3,405.7	3,751.9	12.4
R2	595	7,068.9	4,223.6	2,606.8	11.9
R3	525	7,053.3	3,393.7	3,241.8	13.4

資料：北海道「離農農家の保有農地の権利移動状況調査」

注：処分面積の合計には農地転用等の面積を含まない

▼ 離農事由別離農農家戸数割合の推移

(単位：%)

事由 年度	労働力不足	後継者問題	負債問題	将来不安
	25	28.0	53.2	6.8
26	22.0	57.2	7.0	4.0
27	20.3	55.0	6.3	7.2
28	15.6	58.1	6.1	3.8
29	17.9	59.7	6.4	3.0
30	19.3	62.0	4.4	1.8
事由 年度	体力の限界	本人・家族の 健康状況	経営継承 (親子を除く)	経営不振・ 負債
	R1	41.3	21.6	12.9
R2	46.9	21.3	8.2	6.1
R3	47.6	21.0	7.2	6.5

資料：北海道「離農農家の保有農地の権利移動状況調査」

▼ 離農農家1戸に対する引受け農家戸数の推移

(単位：戸)

年度	H12	17	22	27	29	30	R1	R2	R3
引受け農家戸数	1.26	1.28	1.30	1.70	1.66	1.63	1.68	1.67	1.63

資料：北海道「離農農家の保有農地の権利移動状況調査」

2 本道における農地関連施策の推進状況

(1) 農地の保全と計画的な土地利用

ア 農業振興地域制度

- 農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、長期的な視点から総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策を計画的かつ集中的に推進することを目的に制定(S44.7.1 法律第58号)。
- 農業振興地域内に設定している農用地区域の面積は、令和3年(2021年)で131万9,000ha、農用地区域内農地面積は112万4,000haであり、ともに横ばいに推移。
- 令和2年(2020年)12月に国の「農用地等の確保等に関する基本指針」が見直されたことから、3年(2021年)5月に「北海道農業振興地域整備基本方針」を変更し、12年(2030年)時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標を112万2,000haと定めた。

イ 農地の転用許可制度

- 農地法に基づく農地転用許可制度は、国土の計画的かつ合理的な土地利用を促進する観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障がない土地に誘導し、優良農地を確保することによって、農業生産力の維持と農業経営の安定を図ることを目的。
- 令和2年(2020年)の農地法許可と許可以外の面積を合わせた農地転用面積の合計は743haで、転用面積がピークであった平成3年(1991年)を100とした場合の転用面積指数は23と、大きく下回っている。
- 転用面積の内訳は、農地法第4条・5条による転用許可で件数922件、面積546haとなっている。転用許可不要(国や北海道による転用など)や届出の面積に非農地証明の発行による面積を加えた許可以外の転用面積も197haと、いずれもピーク時に比べて大きく減少。
- 農地法第4・5条による用途別転用面積は、一時転用による土石等の採取が主である「鉱工業用地」が248haで最も多く、次いで「農業用施設用地」が191haとなっている。

▼ 農用地面積の推移

(単位：地域、千ha)

年 度	S50	55	60	H2	7	12	17	22	R1	R2	R3
農業振興地域	208	206	206	206	206	206	176	175	175	175	175
農用地区域	1,327	1,398	1,442	1,434	1,424	1,394	1,376	1,363	1,326	1,322	1,319
農用地区域内農地	911	1,019	1,070	1,088	1,094	1,102	1,108	1,109	1,122	1,123	1,124

資料：農林水産省「農業振興地域管理状況調査」、「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」

▼ 農地転用面積の推移

(単位：ha、件)

	H3	7	12	17	22	28	29	30	R1	R2
4・5条許可面積	2,412	1,390	1,077	834	558	661	564	683	521	546
許可件数	3,173	3,137	2,190	1,545	998	1,116	1,006	1,087	981	922
許可以外の転用面積	889	1,191	853	577	642	331	249	443	380	197
転用面積合計	3,301	2,581	1,930	1,411	1,200	992	812	1,126	901	743
H3=100とした転用面積指数	100	78	58	43	36	30	25	34	27	23

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」、「農地の権利移動・借賃等調査」

注1：許可以外の転用面積とは、許可不要なもの、届出によるもの、農地法以外の法律に基づくものをいう

注2：採草放牧地を含まない

▼ 農地の用途別転用面積の推移(農地法第4条、第5条)

(単位：ha)

区 分	H7	12	17	22	28	29	30	R1	R2
許 可 面 積 総 数	1,391	1,077	834	558	661	564	683	521	546
鉱工業用地(土石等採取等含)	732	597	427	255	268	206	244	189	248
住 宅 用 地	226	85	36	24	21	18	26	25	23
道 路 ・ 水 路 等 用 地	3	1	0	1	1	1	0	0	0
農 業 用 施 設 用 地	128	147	184	149	245	254	309	239	191
植 林 用 地	121	75	63	29	15	14	6	9	7
そ の 他	181	171	123	100	112	72	97	59	77

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」、「農地の権利移動・借賃等調査」

注1：合計はラウンドにより一致しない場合がある

注2：採草放牧地を含まない

注3：鉱工業用地には、土石等採取、駐車場・資材置場を含む

ウ 荒廃農地の解消等の推進

- 平成20年(2008年)から農地の確保や有効利用に係る取組みとして、市町村と農業委員会において、農地の荒廃状況等を把握する「耕作放棄地全体調査」を実施。24年(2012年)に「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に名称変更。令和3年(2022年)に「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」に名称変更。
- 本調査は、農地法第30条第1項の規定に基づく農業委員会の利用状況調査と連携して、荒廃農地の発生状況・解消状況等の情報を把握することが目的。
- 令和3年(2021年)の調査結果では、荒廃農地1,321haとなり、前年から772ha減少し、農用地区域内については901haとなり、前年から317ha減少。
内訳は、「再生利用が可能な荒廃農地」が655ha、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」が667ha。
- 荒廃農地解消のための取組により、99haが営農再開等で再生されている。今後も、荒廃農地の発生防止と解消に向け、関係機関等が連携し取り組むことが重要。

▼ 「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」の概要

(単位：ha)

令和3年面積 ①	再生利用が可能な 荒廃農地		再生利用が困難と 見込まれる荒廃農地		合 計	
	655	516	667	385	1,321	901
令和2年面積 ②	669	485	1,424	733	2,093	1,218
面積増減 (①-②)	▲14	31	▲757	▲348	▲772	▲317
新たに発生した 面積(令和3年)	—	—	—	—	215	102
再生利用された 面積(令和3年)	—	—	—	—	99	82

資料：北海道「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」(R3～)

注1：合計はラウンドにより一致しない場合がある。

注2：「再生利用が可能な荒廃農地」は、利用状況調査結果における「農地法第32条第1項に規定に該当する農地」であり、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は、「農地法の運用通知第4の(4)の規定に照らし、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」である。

▼ 荒廃農地解消面積の分類

	R2	R3
再生利用された面積計	50	99
営農再開	31	53
基盤整備後営農再開	7	27
保全管理	13	—
農地中間管理機構等へ貸付	—	19

※ 資料出典、注記については上表に同じ。なお、R3年度から調査項目が見直されている。

(2) 農地の権利移動

ア 農用地利用集積計画による農地等の権利移動

- 令和2年(2022年)における農地等の権利移動面積のうち、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画によるものが多くを占め、農地等の売買では86.8%、賃貸借では88.0%。

イ 農地移動適正化あっせん事業による農地等の権利移動

- 令和2年度の農地移動適正化あっせん事業による権利移動面積は、農用地利用集積計画に含まれるものを合わせて、権利移動面積全体に占める割合が売買では40.0%、賃貸借では33.3%。

ウ 農地等の権利移動規制の緩和

- 平成28年(2016年)の農地法改正により、農地所有適格法人の要件を満たさない法人及び常時従事要件を満たさない個人であっても、一定の要件を満たす場合は農地等を貸借できることになったところ。
- 農地所有適格法人以外の法人による農地等の借入件数及び面積は、令和4年(2022年)12月末現在で109件、2,006.5ha。

▼農地流動化対策による農地等の権利移動面積

(単位：ha、%)

		H17	H22	H27	H30	R1	R2
農地等の権利 移動面積 (農地法3条+基盤法)	売 買	18,987	19,044	22,392	20,294	22,713	26,511
	賃貸借	41,358	48,030	59,805	47,061	45,191	50,748
	合計	60,345	67,074	82,197	67,356	67,903	77,260
農地法3条	売 買	2,555	2,399	3,203	2,970	3,032	3,506
	賃貸借	1,522	4,137	4,826	5,575	5,909	6,098
	合計	4,077	6,536	8,029	8,546	8,941	9,603
農業経営基盤強化促 進法(農用地利用集 積計画)	売 買	16,432	16,645	19,190	17,324	19,680	23,006
	賃貸借	39,836	43,892	54,979	41,486	39,282	44,651
	合計	56,268	60,537	74,169	58,810	58,963	67,656
農地等の権利 移動面積に対 する構成比	売 買	86.5	87.4	85.7	85.4	86.6	86.8
	賃貸借	96.3	91.4	91.9	88.2	86.9	88.0
	合計	93.2	90.3	90.2	87.3	86.8	87.6

農地移動適正化あっせん事業		売 買	8,622	8,819	9,491	13,589	10,598
	賃貸借	15,807	13,118	12,704	18,482	19,093	16,885
農地等の権利移動面積 に対する構成比	売 買	47.8	45.3	39.4	46.8	59.8	40.0
	賃貸借	38.2	27.3	21.2	39.2	42.2	33.3

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」「農地の権利移動・借賃等調査」、北海道調べ

注1：合計はラウンドにより一致しない場合がある。

2：「農地等の権利移動面積」については暦年の数値。

「農地移動適正化あっせん事業」については年度の数値である。

▼ 農地等の権利移動規制の緩和の要件

- ・ 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付すこと。
- ・ 地域の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
- ・ 法人の場合、業務執行役員のうち一人以上の者が農業(営農計画の作成、マーケティング等を含む)に常時従事すること。

(3) 多様なニーズに対応した農地利用

<市民農園>

- 都市住民が自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用する市民農園は、令和4年(2022年)3月末現在、全道で100か所、125ha、8,368区画。うち石狩管内が、全道の37%に当たる37か所、区画数では54%に当たる4,555区画。
- 設置主体別では市町村が50か所、次いで農業者自身によるものが49か所、農業協同組合によるものが1か所。

<市民農園制度>

市民農園的な農地利用は、昭和40年代の余暇増大を背景に全国に見られるようになったが、農業者による農地利用を前提とした農地制度と齟齬が生じる恐れがあるため、平成元年、農地法等の特例としての「特定農地貸付法」、翌平成2年、農地と休憩施設等を併せて整備できる「市民農園整備促進法」が制定された。

市民農園を設置できるのは、市町村、農協、NPO、農業者等である。

なお、このほかに農地法の規制を受けることなく、市民が入園者として開設者に利用料を払い農園を利用する「農園利用方式」による市民農園がある。

▼ 法律に基づく市民農園の開設数等(令和4年3月末現在)

(単位：㎡)

区 分		箇所数	区域面積	区画数
総 数		100	1,253,870	8,368
主 体 別	市 町 村	50	748,943	3,237
	農業協同組合	1	14,466	120
	農 業 者	49	490,461	5,011
	その他(NPO等)	0	0	0
法 別	特定農地貸付法	61	665,088	3,391
	市民農園整備促進法	39	588,782	4,977
局	空知総合振興局	6	223,231	320
	石狩振興局	37	433,223	4,555
	後志総合振興局	4	53,027	561
	胆振総合振興局	8	85,185	551
	日高振興局	4	30,816	168
	渡島総合振興局	4	48,405	232
	檜山振興局	3	25,911	67
	上川総合振興局	17	151,536	897
	宗谷総合振興局	3	57,586	90
	オホーツク総合振興局	7	76,100	497
	十勝総合振興局	3	37,839	245
釧路総合振興局	4	31,011	185	

資料：農林水産省「市民農園開設状況調査」

注：局別の留萌振興局及び根室振興局については該当なし

(4) 農地関係税制

- 農業経営資源の円滑な継承及び農地の流動化を促進する観点から、税制上の優遇措置が講じられている。
- 後継者への継承
 - ・ 贈与税納税猶予制度
農業を営んでいた個人が、生前にその推定相続人の一人に農地等を一括して贈与した場合に、贈与者等の死亡時まで納税を猶予する制度。
 - ・ 相続税納税猶予制度
農業後継者が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合に、相続税の納税を猶予する制度。
- 流動化の促進
 - ・ 農地移動適正化あっせん事業
 - ・ 農地中間管理事業
 - ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画
 - ・ 交換分合制度

▼ 農地に係る主な税制

事業名	農地移動適正化あっせん事業	農地中間管理事業	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画	交換分合制度
事業主体	農業委員会	北海道農業公社 (農地中間管理機構)	市町村	農業委員会
税制対策	1 所得税・法人税 譲渡所得の特別控除 800万円	1 所得税・法人税 譲渡所得の特別控除額 800万円 (買入協議の場合 1,500万円) 2 不動産取得税 農地中間管理機構が取得した土地 納税義務の免除	1 所得税・法人税 (1) 譲渡所得の特別控除額 800万円 (地域農業経営基盤強化促進計画に基づく譲渡の場合 2,000万円) (2) 特定事業用資産の買換え・交換の特例 2 登録免許税 税率1%(一般 2%) ※ R8.3.31までの取得 3 不動産取得税 課税標準の特例 農用地区域内の土地の取得に対し、土地の価格の1/3の控除 ※ R7.3.31までの取得	1 所得税 譲渡所得の特別控除額 5,000万円 2 法人税 (1) 交換取得資産につき圧縮 記帳又は損金算入を行う ことができる。(清算金 で代替資産を取得したと きも同様。) (2) 譲渡益又は5,000万円の いずれか低い価額を損金 算入する特例 3 登録免許税・非課税 4 不動産取得税 農用地の交換分合による 土地……非課税 5 特別土地保有税 農用地の交換分合による 土地……非課税

3 北海道の農業委員会の現状

(1) 農業委員会及び農業委員等数

- 農業委員会及び農業委員数は、令和4年(2022年)10月現在、179市町村のうち169市町村で170委員会(北見市に2農業委員会)を設置。
- 平成28年(2016年)4月施行の改正農業委員会法により農業委員の選出方法が市町村長の任命制に一本化。農業委員数は2,280人。
- また、農地利用最適化の現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設され、15農業委員会が104人の農地利用最適化推進委員を委嘱。

(2) 認定農業者及び女性農業委員数

- 農業委員のうち認定農業者は1,748人で、割合は76.7%。
- また、女性農業委員は192人で、割合は8.4%。

▼ 農業委員会及び農業委員等数(令和4年10月)

市町村数	農業委員会数	農業委員等数		
		(人)	農業委員 (人)	農地利用最適化推進委員(人)
179	170	2,384	2,280	104

農業委員数				
(人)	うち認定農業者	割合(%)	うち女性	割合(%)
2,280	1,748	76.7	192	8.4

資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」

4 地籍をめぐる情勢

(1) 地籍調査事業の概要と意義

- 地籍調査は、昭和26年(1951年)に制定の「国土調査法」に基づき「国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する」ことを目的として昭和27年(1952年)から実施。
- 一筆ごとの所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の位置及び面積を測量し、その成果を地籍図及び地籍簿にまとめ、不動産登記法第14条地図として登記所に備え付け。
- 地籍調査の成果は、市町村等における土地関連行政資料として整備されるとともに、個人の土地取引等、土地に関するあらゆる行為の基礎資料として幅広く利活用され、経済活動や災害復旧・公共事業などの円滑な実施に貢献。
- 地籍調査の計画的な実施を促進するため、昭和37年(1962年)に「国土調査促進特別措置法」を制定し、同法に基づき「国土調査事業十箇年計画」(令和2年度(2020年度)からは第7次計画)を策定。

(2) 地籍調査実施状況(各面積は、令和4年度(2022年度)末)

- 本道における地籍調査対象面積は、全域面積の59%に当たる46,016km²で、調査実施面積は28,518km²、進捗率は62%(全国：52%)。
- 区域別進捗率は、DID(人口集中地区)27%(全国：27%)、宅地59%(52%)、農用地83%(71%)、林地48%(45%)。
- 本道市町村では、171市町村が事業に着手しており、着手率は96%(全国：93%)、未着手は8市町村。
- 着手市町村のうち、完了は125市町村、実施中は22市町村、休止中は24市町村。
- 近年、実施中の市町村数は20前後で推移しており、令和2年度(2020年度)に釧路市、3年度(2021年度)に苫小牧市、5年度(2023年度)に本別町が新たに着手。

(3) 今後の推進方向

- 十箇年計画に基づく計画的な事業の実施が図られるよう、国に対し、予算配分の確保とともに、地方負担の軽減や国の直轄事業の充実・強化を要望・提案していく。
- 道内の地籍調査を着実に進めていくため、各市町村に対し、地籍調査に関する各種情報提供を進めるほか、効率的・先進的な調査手法の導入に関する紹介・啓発を進めることで、地籍調査の実施促進を図っていく。

▼ 国土調査事業十箇年計画の進捗状況

(単位：km²、%)

計画区分 (計画策定以前)	計画期間(年度)	国計画面積	本道計画面積	本道実施面積	達成率
	S27～S37			1,889	
第1次計画	S38～S44	42,000	8,000	5,667	71
第2次計画	S45～S54	85,000	16,400	10,088	62
第3次計画	S55～H元	60,000	11,300	5,875	52
第4次計画	H 2～H11	49,200	6,000	3,090	52
第5次計画	H12～H21	34,000	4,000	1,402	35
第6次計画	H22～R元	21,000	1,980	470	24
第7次計画	R 2～R11	15,000	1,518	83	5

※ 第7次計画における本道実施面積は、R2年度末。

資料：国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課、道農地調整課

▼ 本道地籍調査実施面積

(R4年度末)(単位：km²、%)

区 分	面 積	比 率
全域面積	78,453	100
調査除外面積	32,437	41
調査対象地域全体の面積	46,016	59
実績面積	28,518	調査対象地域全体の面積の62

※ 全域面積は、国土調査地理院公表の総面積から歯舞群島を除く北方地域の面積と然別湖及び風蓮湖の面積を除いたもの。

※ 調査除外面積は、国有林及び天然湖沼等。

※ 調査実施面積は、地籍調査以外の成果の活用(国土調査法第19条第5項指定)による地籍の明確化を含む、地籍整備が実施された面積。

▼ 本道市町村実施状況

(R5年度)

区 分	市町村数	構成比(%)
全市町村	179	100
着手市町村	171	96
完了	125	70
実施中	22	12
休止中	24	13
未着手市町村	8	4

▼ 本道区域別調査面積・進捗率

(R4年度末)(単位：km²、%)

区 分	対象面積	実施面積	進捗率
DID	788	210	27
宅地	1,599	941	59
農用地	18,233	15,125	83
林地	25,395	12,242	48
合計	46,016	28,518	62

5 自作農財産(国有農地等・開拓財産)をめぐる情勢

(1) 概要

○ 自作農財産(国有農地・開拓財産)とは、戦後、農業生産力の発展と農村の民主化を促進するため行われた農地改革等により、自作農創設特別措置法及び農地法に基づき国が買収した土地のうち、現在も売渡等が行われずに残っている土地等である。

- ・国有農地：戦後農業生産力の発展と農村の民主化を促進するため、国が不在地主から買収した農地(既墾地)
- ・開拓財産：食糧増産と帰農促進のため、国が買収した山林原野等(未墾地)

○ 道内の自作農財産の管理は、地方自治法第2条第9項第1号の法定受託事務として、北海道が行っており、適正な事務処理を行っていく必要がある。

(2) 現状と課題

○ 自作農財産は、平成21年(2009年)の農地法等の一部改正により、処分を順次行っていくこととされ、国は予算措置などを行ってきた。さらに令和2年度(2020年度)からは「令和11年度までに売却不能な国有農地等をゼロとするため、所用の手続きを実施する」との方針を示しており、道はそれに対応するため境界確定などを進めていくとともに、財務省への引継等の処分を促進する必要がある。

(3) 今後の推進方向

○ 財務省への引継等は、これまで都道府県と各財務局が個別に協議を行っていたことで支障をきたす場面も多かったため、令和元年(2019年)11月からは農林水産省が主体的に財務局と協議を行うこととなった。今後、道としては、境界確定に必要な測量などを実施し、引継に係る条件の整備を進めていくとともに、登記簿上、自作農財産と疑われるなど未確認のものは、計画的に確認作業を行っていく。

○ 不法占有などの不当事案を防ぐために、財産の見回りを行うなど管理を徹底するとともに、研修などを通じて職員の専門知識を高め、適正な管理を進めていく。

○ 管理する自作農財産を処分可能な状態とするために、振興局とのヒヤリングなどにより、計画的な境界確定等の実施と引継に必要な事務手続きを進めるよう指導するとともに、研修会や本庁職員が出向いての指導を通じ、職員の専門性の向上を図り、処分の促進を進めていく。

▼ 管理面積の推移

(単位：件、ha)

	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
国有農地等	筆数	1,593	1,594	1,640	1,594	1,682	1,665
	面積	246	241	277	267	279	270
開拓財産	地区数	185	189	178	175	171	157
	面積	548	526	525	459	439	361

※各年度末現在

▼ 振興局別の処分実績(令和4年度)

(単位：㎡)

局名	国有農地				開拓財産					
	売却		引継等		売却		引継等		譲与	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
空知							8	45,737		
石狩			8	8,887			6	24,708		
後志	2	223	21	54,736			10	5,389		
胆振										
日高							4	2,570	1	1,496
渡島	1	112	12	3,823	1	2,121	60	584,081		
檜山							1	162		
上川			1	343			1	813		
留萌			1	1,470						
宗谷	1	441	16	8,517			7	8,293		
檉ノツ					13	14,929	21	41,200		
十勝			18	20,931					5	1,055
釧路					7	4,977	13	9,124	47	24,269
根室										
計	4	776	77	98,347	21	22,027	131	722,077	53	26,820